

- (1) 問4. Q1. およびQ2. に該当する場合のみご提出ください。
- (2) **ご申告内容は、利益相反マネジメント委員会で審査するとともに所属部局の長にお知らせしますのでご了承ください。**
- (3) ご申告内容につきまして、利益相反マネジメント事務室から照会させていただきます。
- (4) 添付書類:兼業に係る申請の場合、兼業依頼状(写)、兼業許可申請書(写)(承認前のもので結構です)をご提出ください。  
 なお、申告項目により添付書類が異なります。以下URLをご参考のうえ、申告書と合わせてご提出願います。  
<https://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/form/download/attached1.pdf> (学内アクセス限定)
- (5) 提出方法:学内便, 提出先:利益相反マネジメント事務室(学内便Box.No.:事B16-3), 連絡先:TEL 217-4398

## 東北大学 利益相反事象発生前自己申告書(一般用)

### 利益相反マネジメント委員会委員長 殿

1. 申告対象法人名をご記入ください。

法人名<sup>※</sup>/

※法人名の記載にあたっては、「〇〇株式会社」のように、正式名称をご確認のうえ、省略せず、当該法人の正式名称をお書きください。

2. 今回の申告に該当する方にチェックを付し、継続の場合には前回の委員会承認日をご記入ください。

新規の申告  継続の申告 (前回の委員会承認日 年 月 日)

3. 利益相反定期自己申告書は、ご提出いただきましたか(該当する方にチェックを付してください)。

提出済み  未提出<sup>※</sup>

※定期自己申告は、毎年1回、8月に実施しております。未提出の場合、ご申告の内容につき、審査・判定などのマネジメントができませんので、速やかに利益相反マネジメント事務室へご提出ください。

4. 上記法人との関係において、下記のQ1、Q2の中で、それぞれ該当する番号をご記入ください。

◎Q1から1つ以上かつQ2から1つ以上の選択肢に該当がある場合が、利益相反マネジメント委員会の審査が必要となります。

(例) ①未公開株を保有して、⑩兼業を実施する、④年間100万円以上の収入を得て、⑩兼業を実施する

◎Q1、Q2によらず、経済的利害関係や産学連携活動を有していると思われる場合は、利益相反マネジメント事務室へご相談下さい。

(例) 兼業先法人の親会社の株式を保有している 等

Q1. 経済的利害関係について、下記の①～⑧に該当する項目番号を全てご記入ください。

--	--	--	--	--	--	--	--

左詰めでご記入ください。

- ①未公開株の保有[1株以上(但し、株式公開後1年以内も含む)]、LLC、LLP、有限会社等への出資
- ②公開株の保有 [発行済み株の5%以上の保有]
- ③新株予約権を保有[未行使]
- ④年間100万円以上の収入<sup>1)</sup> [講演、印税など名目は問わず、一人から受ける収入の総額。株式売却・配当も対象]
- ⑤知的財産権[特許、著作権等の移転]<sup>2)</sup>による年間200万円以上のロイヤリティ収入 [個人への分配分と研究室への分配分の合計額]
- ⑥無償で物品の提供を受ける、無償で物品を借用する、無償で役務提供を受ける  
 [物品等の金額の多寡および契約・覚書等の有無を問わない(但し、本学で規定された共同研究・受託研究および学術指導の研究契約に含まれる場合は除く)]
- ⑦融資、保証の提供を受ける [銀行などの金融機関以外]
- ⑧自身の研究成果を活用する企業の役員に従事(研究成果活用企業の役員等の兼業)

Q2. 産学連携活動について、下記の⑩～⑳に該当する項目番号を全てご記入ください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

左詰めでご記入ください。

- ⑩兼業 [報酬の有無に関わらず、職員が本学以外の事業もしくは事務に従事すること] の実施
- ⑪共同研究の実施<sup>3)</sup> ⑫受託研究[治験を含む]の実施<sup>3)</sup> ⑬受託業務[コンソーシアムを含む]の実施<sup>3)</sup>
- ⑭学術指導の実施<sup>3)</sup> ⑮寄附金 [寄附講座・寄附研究部門運営経費を除く]の受入<sup>3)</sup> ⑯研究助成金の受入<sup>3)</sup>
- ⑰受託研究員等の受入[企業からのポストドク受入を含む] ⑱成果物の授受[本学で規定されたMTAによるものを含む]
- ⑲年間300万円を超える物品・設備・システム等購入および業務委託<sup>4)</sup>  
 [教育研究のほか、仕様策定や機種選定など、学内管理運営の職責上、物品等導入に携わる場合も対象。また、機器の修理等、役務も含む]
- ⑳技術移転<sup>2)</sup> [特許、著作権等の移転] ㉑法人への学生の関与<sup>5)</sup>

- 1) 国内における中央省庁、独立行政法人(国立研究開発法人等を含む)、地方自治体からの収入、学校の講義等(非常勤講師)による収入及び医療機関等からの医療行為に関する収入は含みません。
- 2) TLOを介している場合は、実際に技術が移転された法人との関係をご記入ください。
- 3) 年間受入額が200万円以上のものについてご申告ください(当該法人から受入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税等全てを含みます)。
- 4) 年間300万円には小額の積み上げも含まれます。職責上とは、物品等購入にあたって、決定権のある立場、また決定のために設置された学内委員会の委員(長)をいいます。
- 5) 申告者が関係する法人の業務に学生を参加させること。大学において受ける教育以外の活動に携わらせる場合をいいます。

5. 4. Q1、Q2でご記入いただいた番号について、その詳細を該当する欄にご記入ください。

◎記入欄が足りない場合は、Word等任意の様式に、必要項目をご記入のうえ、本申告書と合わせてご提出ください。

①、②、③ 未公開株・公開株・新株予約権の保有、出資に該当

○未公開株(公開後1年内も含む)は1株以上、公開株は、発行済み株5%以上の保有、新株予約権保有、また、LLC等へ出資している場合に、下記にその内容をご記入下さい。

(1)取得(売却)日・出資日 年 月 日 (2)取得(売却)株数(株・単元) \_\_\_\_\_  
(3)現在保有株数(株・単元) \_\_\_\_\_ (4)全発行済株数 \_\_\_\_\_  
(5)取得(売却)金額・出資金額 円 (6)取得(売却)・出資理由 \_\_\_\_\_

④年間100万円以上の収入に該当

○該当する項目の口にチェックを付してください。

(2)収入の種類が兼業の場合は、①への記入は不要です。

(1)金額 円 (2)収入の種類:  兼業(  一般  役員 → 役職名 \_\_\_\_\_ )  
 補償  配当金など  謝金  原稿料・印税  その他  
(3)取得時期又は期間 年 月 日 ~ 年 月 日

⑤年間200万円以上のロイヤリティ収入に該当

(1)金額 円 (2)取得時期(期間) 年 月 日  
(3)知的財産権の種類(特許、著作権など) \_\_\_\_\_ (4)技術移転の時期 年 月 日

⑥無償による物品等の提供を受けるに該当 具体的な内容 \_\_\_\_\_

⑦融資・保証の提供を受けるに該当 (1)金額 円 (2)期間 年 月 日 ~ 年 月 日

⑧自身の研究成果を活用する企業の役員に従事に該当

○自身の創出による研究成果であって、申告に係る法人が事業において活用することを予定しているものの内容(技術(特許)の名称等)をご記入ください。

研究成果の内容 \_\_\_\_\_

⑨兼業の実施に該当

○該当する項目の口にチェックを付してください。

④で兼業について記入いただいた場合は、⑨への記入は不要です。

(1)兼業の種類:  一般  役員 → 役職名 \_\_\_\_\_  
(2)収入額 円 (3)従事期間 年 月 日 ~ 年 月 日

⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱ 共同研究・受託研究・受託業務・学術指導・寄附金・研究助成金・受託研究員の受入いずれかに該当

○該当する項目の口にチェックを付してください。○年間200万円以上の受入の場合のみご記入ください。

共同研究  受託研究(治験を含む)  受託業務(コンソーシアムを含む)  学術指導  
 寄附金(寄附講座・寄附研究部門運営経費を除く)  研究助成金  受託研究員等(企業からのポスドクを含む)の受入  
(1)金額 円 (2)時期/期間 年 月 日 ~ 年 月 日  
(3)受入人数 名 (4)研究題目 \_\_\_\_\_

⑲成果物の授受に該当 具体的な内容 \_\_\_\_\_

⑳物品購入等に該当 (1)金額 円 (2)時期 年 月 日

㉑技術移転に該当 ⑤で当該技術移転について記入いただいた場合は、㉑への記入は不要です。

(1)金額 円 (2)時期 年 月 日 (3)知的財産権の種類(特許、著作権など) \_\_\_\_\_

㉒法人への学生の関与に該当 具体的な内容 \_\_\_\_\_

コメント欄

上記申告に相違ありません。(自筆にて署名願います)

年 月 日 所属 職名 氏名